

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第4号

大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、企業長が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定による他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者等」という。）が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、次に掲げるときに企業長の工事検査を受けなければならない。ただし、企業長が定める工事についてはこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 企業長は、<u>指定給水装置工事事業者等</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工</p>	<p>(給水装置工事の施行)</p> <p>第11条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行するときは、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、次に掲げるときに企業長の工事検査を受けなければならない。ただし、企業長が定める工事についてはこの限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水管及び給水用具の指定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 企業長は、<u>指定給水装置工事事業者</u>に対し、配水管に給水管を取り付ける工事</p>

事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の管理)

第23条 (略)

2 (略)

3 保管者は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに企業長又は指定給水装置工事事業者等に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

4～6 (略)

及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(給水装置の管理)

第23条 (略)

2 (略)

3 保管者は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちに企業長又は指定給水装置工事事業者に修繕その他必要な処置を請求しなければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

4～6 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。